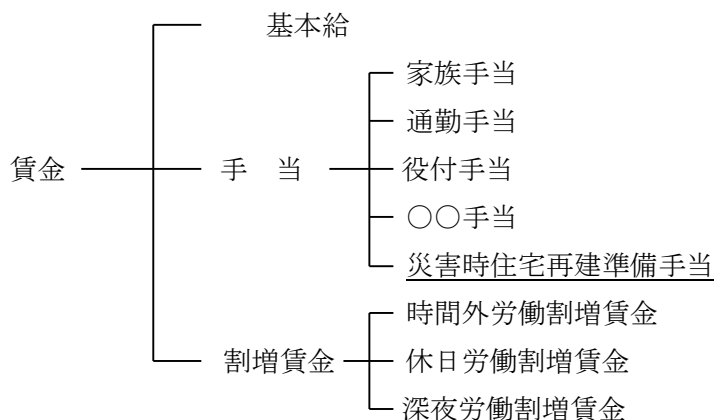


## 就業規則を改正する場合のイメージ

### (賃金の構成)

第〇条 賃金の構成は、次のとおりとする。



### (災害時住宅再建準備手当)

第〇条 災害時住宅再建準備手当は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度及び兵庫県家財再建共済制度に加入する者に対し支給する。

2 災害時住宅再建準備手当は、次の区分に応じて、兵庫県住宅再建共済制度及び兵庫県家財再建共済制度の年額負担金を月単位の割りに戻した実費に相当する額を支給する。

①制度加入日の属する月からその年度の3月まで 月額 650 円までの範囲内

②制度継続加入 月額 542 円までの範囲内

### (解説)

加入は、住宅再建共済のみ（年額 5,000 円）から可能ですが、最大金額となる場合の計算は以下のとおりです。

①制度加入日の属する月からその年度の3月まで（例：6月以降に加入の場合）

月額 500 円：住宅再建共済
月額 50 円：準半壊特約
月額 100 円：家財再建共済(住宅再建とセットの場合)
計 月額 650 円

②継続加入の場合

年額 5,000 円：住宅再建共済
年額 500 円：準半壊特約
年額 1,000 円：家財再建共済(住宅再建とセットの場合)
計 年額 6,500 円
月額換算 542 円 = 6,500 円/12 月